香芝市報道資料

令和６年　７月１９日

報道関係者各位

香芝市企画部秘書広報課

個人情報の漏えいについて

１　概要

令和６年７月１６日（火）、市立中学校において、生徒Ａ及びその保護者との三者懇談の際に、学級担任が生徒Ｂの健康診断結果通知書をクリアファイルに入れて手交し、続けて生徒Ｂ及びその保護者との三者懇談の際にも、同様に誤って生徒Ｃのものを交付した。

２　判明経過

生徒Ｂ及びその保護者との三者懇談の直後に、生徒Ｂから申出があり判明した。

３　原因

学級担任と副担任が三者懇談に先立って健康診断結果通知書を含む配付物をクリアファイルに入れた際、二重の確認がされていなかった。手交時にも、交付した学級担任が健康診断結果通知書に記載されている氏名等に相違がないことの確認を怠った。

４　対応

生徒Ｃのものは生徒Ｂから学級担任が直ちに回収し、生徒Ｂのものは生徒Ａの保護者が持ち帰っていたため、学年主任及び学級担任が生徒Ａの自宅を訪問し、謝罪して回収した。その後改めて、教頭、学年主任、学級担任が生徒Ａ、Ｂ及びＣの自宅を訪問し、謝罪した。

５　改善策

市立保育所、幼稚園、認定こども園及び小中学校において、教職員から児童や生徒又はその保護者等に個人情報が記載された資料を手交する際は、交付を受けるべき相手方の氏名等を表面に記載した「児童生徒関係資料手交用封筒」（別添資料）等を使用することとする。資料を封入する際には、封入担当者による初鑑に加えて教務主任又は学年主任以上の者が再鑑して、封入された資料に記載されている氏名等と同封筒の表面に記載されている氏名等が合致していることを二重に確認することとし、手交時には交付する教職員が実際に交付を受けようとする相手方とともに同封筒の表面に記載されている氏名等に相違がないことの確認を徹底して行う。

併せて、資料の交付を管理するための確認票に封入担当者、再鑑者及び交付者が押印することにより、責任の所在の明確化と担当者及びその上席者の注意喚起を図った上で、個人情報の漏えいの事案を防止する。

６　三橋市長コメント

令和６年６月に市長に就任し、個人情報漏えいの事案が繰り返される組織体質を抜本的に改める必要があると考えている。市立保育所や小中学校等も例外ではなく、全庁的に行政事務水準の向上に努めていく。

以　上

香芝市
Kashiba City

【問合せ先】
香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課
担当：陀安
所在地：〒639-0292
奈良県香芝市本町１３９７番地
電　話：0745-76-2001（代表）